

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」 について

当院はオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

上記の体制により、令和6年4月より、医療情報・システム基盤体制充実加算として、初診時のみ以下の点数を算定します。

		マイナンバーカード	2024年4月より
初診時	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（月1回に限り）	利用しない	4点
	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2（月1回に限り）	利用した場合	2点